

令和5年度「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」の 募集を開始します！

インバウンド需要回復に向けて頑張る農山漁村の取組を大募集！

農林水産省では、農泊を推進している地域のうち、多様な地域の食・食文化の魅力で訪日外国人を誘客する地域を「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」として認定し、各地域の魅力を海外へ一体的に発信しています。令和5年度に新たに「SAVOR JAPAN」として認定する地域の取組を本日5月1日（月曜日）から7月31日（月曜日）まで募集します。



1. 募集内容

農林水産省では、農泊を推進している地域のうち、特に食と食文化の魅力を伝えることでインバウンド誘致を図る地域の取組に対し、農林水産大臣が「農泊 食文化海外発信地域（SAVOR JAPAN）」として認定しています。地域の食・食文化の魅力を「SAVOR JAPAN」ブランドとして海外へ一体的かつ強力にPRすることで、インバウンド需要を農山漁村に呼び込むことを目指しています。

URL: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html>

(※SAVOR とは、「味わう、楽しむ」という意味の英単語です。)

2022 年 10 月に水際措置が緩和され、インバウンド需要の回復が期待されているところです。また、本年 2023 年は和食がユネスコ無形文化遺産に登録されてから 10 周年の節目の年であり、さらに 2025 年には大阪・関西万博の開催を控えていることから、この絶好の機会を逃さぬよう、訪日外国人の受入体制を強化していく必要があります。

このため、地域の食・食文化の魅力とそれを生み出す農林水産業を核として訪日外国人の誘致を図る優れた取組を募集します。

2. 募集期間

第 1 期募集：令和 5 年 5 月 1 日（月曜日）～令和 5 年 6 月 15 日（木曜日）

第 2 期募集：令和 5 年 6 月 16 日（金曜日）～令和 5 年 7 月 31 日（月曜日）

3. 応募団体・資格及び応募方法

（1）応募団体

「農泊 食文化海外発信地域」実施要綱第 3 の 8 に定める実行組織が、単体で応募するものとします。

（2）応募資格

「農泊 食文化海外発信地域」実施要綱第 3 に定める全ての要件を満たす取組を対象とします。

詳細は、＜添付資料＞「農泊 食文化海外発信地域」実施要綱をご覧ください。

（3）応募方法

以下の①～③までに掲げる資料を作成・用意の上、メール又は保存した

CD-R を 1 枚提出してください。

- ① 取組計画書（応募要領の別紙様式 1 から 4 まで）
 - ② 取組計画書概要版（応募要領の別紙様式 5）
 - ③ 実行組織又は実行組織の中核となる民間組織の直近三年分の決算（事業）報告書その他財務状況に関する参考資料
- 詳細は、＜添付資料＞「農泊 食文化海外発信地域」応募要領及び農林水産省ホームページ内「**SAVOR JAPAN**（農泊 食文化海外発信地域）」の応募について」をご確認ください。

URL: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html#a2>

（４）応募先

応募要領 6 の（１）の農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室へ提出してください。

事前の相談も受け付けています。お気軽に下記担当までご連絡ください。

4. 認定について

（１）選定方法

- ・申請のあった取組の中から特に優れた取組を「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」として認定します。
- ・選定過程において、現地調査又はヒアリングを行う場合があります。

（２）認定結果の公表及び認定証の交付

認定結果については、令和 5 年秋頃に農林水産省のホームページで公表します。また、後日、東京都内で開催する認定証授与式において、認定証を交付します。

（３）SAVOR JAPAN 認定地域への支援

・ SAVOR JAPAN がオールジャパンのブランドであることを広く普及していくために、農林水産省のホームページや SAVOR JAPAN のブランドサイトにおいて、一元的な情報発信を行い、海外及び訪日外国人に対する訴求

力を高めます。

- ・ 専門家を派遣し、食体験の掘り起こしと、その磨き上げを支援します。
- ・ 旅行関係者の参加する商談会参加を支援します。
- ・ 研修会等を開催し、知識の習得、事例の共有、認定地域間のネットワーク化を支援します。
- ・ 政府関係機関による支援策等をタイムリーに発信します。

(4) SAVOR JAPAN 認定地域に関する情報は以下の農林水産省ホームページをご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html>

これまでに SAVOR JAPAN 認定地域は、全国で 40 カ所認定されてます。

令和 4 年度新規認定地域は下記 4 カ所です。

①北海道 網走市 (鮭料理) 	②愛知県 田原市 (渥美あさりの押し寿司) 	③広島県 呉市音戸地域 (牡蠣めし 牡蠣エスカパーチェ) 	④熊本県 阿蘇市 (あか牛・高菜漬け) 
--	---	---	---

<添付資料>

「農泊 食文化海外発信地域」実施要綱

「農泊 食文化海外発信地域」応募要領



大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室

担当者：根岸、永井、安田

代表：03-3502-8111（内線 4067）

ダイヤルイン：03-6744-2012